

標題

非常用消火ポンプの定期的検査における保守管理状況の確認について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0884
発行日 2011年12月13日

各位

近年、PSC(ポートステートコントロール)において、非常用消火ポンプの整備不良を起因とした欠陥、特に呼び水ポンプ等の付属品の整備不良を指摘される事例が多数報告されております。その指摘された不具合の中には、その場にて簡易な保守整備を行い、対応したとの報告も少なくありません。

非常用消火ポンプは、火災時におきまして迅速かつ確実な作動が要求され、常に良好な状態を維持するよう保守することが必要でありますことから、現行規則で規定されている定期的検査時の効力試験に加え、非常用消火ポンプの保守管理に関する規定を追加するよう2011年6月30日に関連規則を改めております。

これに伴い、2011年12月30日以降の定期的検査におきまして、非常用消火ポンプの呼び水ポンプ等の付属品の開放記録を確認させていただきますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. 改正規則抜粋

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

ClassNK テクニカル インフォメーション No. TEC-0884

添付 1.

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

3 章 年次検査

3.2 船体, 艀装, 消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板 2 暴露甲板	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で, 現状良好であることを確認する。
3 甲板及び舷側の諸口	・ 暴露甲板上及び閉塞されない船楼内の平甲板口, 倉口縁材及びその閉鎖装置並びに舷門, 載貨門, 載炭門並びに乾舷甲板及び船楼甲板下にある丸窓等について, 現状良好であることを確認する。
4 機関室囲壁	・ 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について, 現状良好であることを確認する。
5 通風筒	・ 乾舷甲板下及び閉塞された船楼内に通じるものの縁材及び閉鎖装置について, 現状良好であることを確認する。
6 空気管	・ 暴露甲板上のもの及びその閉鎖装置について, 現状良好であることを確認する。
7 水密隔壁及び船楼端隔壁	・ 水密隔壁の水密戸, 各種貫通部及び止水弁並びに船楼端隔壁出入口の閉鎖装置について, 現状良好であることを確認する。
8 満載喫水線	・ 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。
9 ブルワーク	・ ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について, 現状良好であることを確認する。
10 交通設備	・ 常設歩路又はそれに代る通路設備について, 現状良好であることを確認する。
11 排水管, 吸入管, 排出管及び弁	・ 實際上検査可能なものについて, 現状良好であることを確認する。
12 甲板上木材積付設備	・ 木材乾舷の標示の有無にかかわらず, 甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について, 現状良好であることを確認する。
13 揚錨・係船装置	・ これらの所属具を含み, 視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。

14 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> 固定式消火装置, 移動式及び持運び式消火器並びに, 消防員装具並びに非常用消火ポンプの保守管理状況を確認する他, 消火設備全般について現状良好であることを確認する。
15 防火構造及び脱出設備	<ul style="list-style-type: none"> 前回検査時から, 変更がないことを確認する。
16 帆類	<ul style="list-style-type: none"> 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で, 現状良好であることを確認する。
17 曳航及び係留設備	<ul style="list-style-type: none"> C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全使用荷重 (SWL) が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 非常曳航設備	<ul style="list-style-type: none"> C 編 27.3 の規定により非常曳航設備の備付けが要求される船舶について, 現状良好であることを確認する。
19 積付計算機	<ul style="list-style-type: none"> C 編 34.1.1 及び 34.3.2 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について, その管理状況を検査する。
20 C 編 23.8 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	<ul style="list-style-type: none"> 現状良好であることを確認する。
21 船舶識別番号	<ul style="list-style-type: none"> 船舶識別番号の標示が要求される船舶について, その標示状態が現状良好であることを確認する。
22 乗降設備	<ul style="list-style-type: none"> 現状良好であることを確認する。
タンカー, 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
23 管装置	<ul style="list-style-type: none"> 貨物ポンプ室内, 貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置, 通気装置, パージ装置, ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について, 現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
24 貨物倉内の管装置	<ul style="list-style-type: none"> 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について, 現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
25 貨物倉内の管装置	<ul style="list-style-type: none"> 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について, 現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B3 年次検査

B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 船体、艀装及び消火設備及び備品の年次検査

-3.を次のように改める。

-3. 規則 **B 編表 B3.2** 第 14 項の検査は、移動式及び持運び式消火器の有効性の確認、~~並び~~
~~に~~消防員装具の自蔵式呼吸具のシリンダが充填されていることの確認 並びに非常用消火ポンプに
おいては、呼び水ポンプ等の付属機器について少なくとも 5 年毎に開放点検が行われ、良好な状
態に保守整備されていることの確認を含む。